

交通事故がおきたときは

1. 警察に事故の届出をしてください。

- (1) 警察への届出の無い事故については交通事故証明書の発行はできません。
- (2) 交通事故がおきたら、取り扱いを受けた警察署(高速隊)、発生場所等を確認して、下記の申請方法で証明書を取得して下さい。

2. 申請は最寄りのセンター事務所で

- (1) 最寄りのセンター事務所に申請して下さい。
- (2) 他府県でおきた交通事故についても、申請できます。(その場合は後日郵送となります。)

茨城	311-3116	東茨城郡茨城町大字長岡 3783-3	029-293-8822
		(茨城県警察本部運転免許センター内)	029-293-8823

申請方法

1. 申請できる方は

- (1) 交通事故の加害者
- (2) 交通事故の被害者
- (3) 交付を受けることについて、正当な利益のある方(例 損害賠償の請求権のある親族、保険の受取人等)
- (4) 交通事故証明書は、人身事故については事故発生から5年、物件事故については事故発生から3年をそれぞれ経過したものについては原則交付できません。

2. 申請用紙

- (1) 申請用紙(郵便振替申請用紙または窓口申請用紙)は、センター事務所のほか、警察署・交番・駐在所等に備え付けてあります。

3. 申し込みの方法等

- (1) 郵便振替による申し込み
 - ① 郵便振替用紙に必要事項を記入のうえ、最寄りの郵便局に手数料を添えてお申し込み下さい。交付手数料は1通につき540円です。
 - ② 証明書は、申請者の住所又は郵送希望宛先へ郵送します。(通信欄に記入して下さい。)
- (2) 直接窓口での申し込み
 - ① センター事務所の窓口において、窓口申請用紙に記入のうえ、手数料を添えてお申し込み下さい。
 - ② 交通事故資料が警察署等から届いていれば、原則として即日交付します。
 - ③ 事故資料が届いていない場合は、後日、申請者の住所又は郵送希望宛先へ郵送します。(他府県での事故の場合は、後日郵送となります。)

※ 自動車安全運転センターのサイトからの申し込み可